

シルバー人材センターから役務の提供を受ける業務の公表について

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 3 号に基づき、役務の提供を受ける業務について同規程第 20 条第 1 号及び第 2 号及び第 3 号の規定により下記のとおり公表します。

記

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 1 号に基づく、平成 27 年度における役務の提供業務の発注見通しは、次のとおりです。

契約名	履行場所	業務概要	発注時期	期間	発注者
小修繕業務	大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号	簡単な大工仕事	第 1 四半期	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	大阪府立成人病センター
搬送・管理業務	大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号	・採取管の搬送 ・印刷物の在庫管理 ・カルテの搬送、整理	第 1 四半期	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	大阪府立成人病センター

2 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 2 号に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

契約名	履行場所	業務概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
小修繕業務	大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号	簡単な大工仕事	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人
搬送・管理業務	大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号	・採取管の搬送 ・印刷物の在庫管理 ・カルテの搬送、整理	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人

3 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 3 号に基づく、役務の提供を受ける業務の契約結果については、次のとおりです。

契約の相手方の氏名または名称	住所	契約の相手方とした理由
公益社団法人 大阪市シルバー人材センター南部支部	大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号	(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地（大阪市東成区を担当する法人は当該団体の当該支部であるため。 (2) 大阪市シルバー人材センター南部支部から見積書を聴取した結果、その見積金額が予算の範囲内で妥当であったため。